

地域密着型通所介護及び介護予防専門型通所サービス

デイフィットネス りめいく 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ファーストロジテムが開設するデイフィットネス りめいく（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護及び指定予防専門型通所サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（予防専門型通所サービスにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護及び指定予防専門型通所サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定予防専門型通所サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 指定地域密着型通所介護及び指定予防専門型通所サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 デイフィットネス りめいく
- ② 所在地 愛知県名古屋市昭和区曙町1丁目11番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (兼務1名)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護及び指定予防専門型通所サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 地域密着型通所介護及び指定予防専門型通所サービス従業者

生活相談員：1名以上

生活相談員は、利用者及び家族からの相談に対する援助、利用申込みに係る調整、他の従事者に対する助言及び技術指導、居宅介護支援事業者等との連携・調整を行い、また他の従事者と協力して指定地域密着型通所介護計画及び指定予防専門型通所サービス計画の作成等を行う。

看護職員：1名以上

看護職員は、利用者の健康状態の確認、服薬管理、病状が急変した際の救急措置などの看護業務を通じて利用者の日常生活支援を行う。

機能訓練指導員：1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練、訓練指導及び助言を行う。

介護職員：2名以上

介護職員は、指定地域密着型通所介護計画及び指定予防専門型通所サービス計画に基づき、必要な日常生活の世話及び介護、機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。

ただし、12月30日から1月2日までを除く。

(2) 営業時間

8時30分から17時30分までとする。

(3) サービス提供時間

9時30分から16時30分までとする。

(5) 延長サービスを行う場合の延長サービス提供時間帯

16時30分から18時30分までとする。

(指定地域密着型通所介護及び指定予防専門型通所サービスの利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、18名とする。

(指定地域密着型通所介護及び指定予防専門型通所サービスの内容)

第8条 指定地域密着型通所介護及び指定予防専門型通所サービスの内容は、次に掲げるもの及びその他必要と認められるサービスを行うものとする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴（一般浴）
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎
- ⑥ アクティビティ（介護予防）

(利用料等)

第9条 指定地域密着型通所介護及び指定予防専門型通所サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定地域密着型通所介護及び指定予防専門型通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とし、法定代理受領分以外のサービスであるときは、介護報酬告示上の額、総合事業については市実施要綱に記載された額とする。

- 2 第10条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定地域密着型通所介護及び指定予防専門型通所サービスに要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり20円徴収する。
- 3 食費は、660円を徴収する。
やわらか食等特別な加工が必要な場合は別途200円徴収する。
- 4 おやつ代は、200円を徴収する。
- 5 おむつ代は、150円を徴収する。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用として、1回の利用で200円を徴収する。

- 7 サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。前日 17 時までの連絡のキャンセル料は不要です。前日の 17 時以降、当日の 8 時 30 分までにご連絡の場合、1 提供当りの料金の 30% を請求いたします。当日の 8 時 30 分以降にご連絡があった時、又、ご連絡のない場合、1 提供当りの料金の 100% を請求いたします。ただし、ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。
- 8 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第 10 条 通常の事業の実施地域は、以下の区域とする。

名古屋市昭和区、千種区、熱田区、中区、瑞穂区、天白区の区域とする。

（衛生管理等）

第 11 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第 12 条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けってもらうよう指示を行う。

- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（緊急時等における対応方法）

第 13 条 域密着型通所介護及び指定予防専門型通所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する域密着型通所介護及び指定予防専門型通所サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅

介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 利用者に対する域密着型通所介護及び指定予防専門型通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

- ・避難、救出その他必要な訓練を行う回数：年2回

(苦情処理)

第15条 域密着型通所介護及び指定予防専門型通所サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した域密着型通所介護及び指定予防専門型通所サービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供し域密着型通所介護及び指定予防専門型通所サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者またはその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束廃止について)

第18条 事業者は、当該利用者または他の利用者等の生命、または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する具体的拘束その他の行動を制限する行動を行わない。

やむを得ず身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録・検討記録等の記録の整備や手続き等、厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し、適正な取扱いにより行うものとする。

(認知症ケアについて)

第19条 事業所は、認知症に関する十分な知識を習得し、専門性と資質の確保・向上を目的とし、定期的に研修を実施する。

- 2 認知症高齢者への対応として、総合的なアセスメントを踏まえ、環境やチームケアを統一することで、認知症高齢者のニーズに即した生活支援を行う。
パーソン・センタード・ケア（いつでも どこでも その人らしく）本人の自由意志を尊重したケアを実践する。

(地域との連携等)

第20条 事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

- 2 当事業所の行う域密着型通所介護及び指定予防専門型通所サービスを地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員または市町村の職員、域密着型通所介護及び指定予防専門型通所サービスについて知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上開催する。
- 4 事業者は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 5 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修：採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修：年1回

2 事業者は、従業者が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、域密着型通所介護及び指定予防専門型通所サービスに関する記録を整備し、記録はサービスの提供が完結した日から5年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ファーストロジテムと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

R4.2.20 作成

R4.3.30 改定 第4条、第9条

R4.4.30 改訂 第5条

R4.7.15 改訂 第9条

R5.9.21 改訂 第6条

R7.4.30 改訂 第9条

(その他運営に関する留意事項)

第21条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修：採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修：年1回

2 事業者は、従業者が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、域密着型通所介護及び指定予防専門型通所サービスに関する記録を整備し、記録はサービスの提供が完結した日から5年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ファーストロジテムと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

R4.2.20 作成

R4.3.30 改定 第4条、第9条

R4.4.30 改訂 第5条

R4.7.15 改訂 第9条

R5.9.21 改訂 第6条

R7.3.30 改訂 第9条